



整骨院・接骨院 ルールを守ってかかっていますか?

健康保険が使えるケース
チェックがつけば OK!



この場合だけです

負傷内容

ねんざ・打撲・肉離れであること

慢性的な肩こり・腰痛・スポーツによる筋肉痛、
病気（リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等）
からくる痛みには健康保険は使えません。

* 医師の同意があれば、骨折・脱臼の場合も健康保険
が使えます。（応急処置のみ同意がなくても可）

負傷原因

業務上または通勤途中のけがでないこと

業務上または通勤途中でけがをした場合は労災
扱いになります。

* 交通事故の場合は、すみやかに健保組合にご連絡く
ださい。

★ 調査にご協力を ★

保険料を適正に使うために健保組合がチェックしています

あなたが整骨院・接骨院にかかったとき、負傷原因・施術内容・治療内容等を書面で確認
させていただく場合があります。調査書は必ずご提出くださるよう、ご協力をお願いします。

健保組合に請求される医療費
目的の請求内容と、あなたが実際
に受けた施術内容が合致して
いるかを確認するためです。

**領収書を
もらわない・
捨てるのは
ダメ!**

健保組合から後日、発行される医
療費通知と照らし合わせてみて確
認してください。整骨院等に実際に
支払った金額と違っている場合は、
健保組合にご連絡してください。

施術料を支払ったときの
保管してください
領収書
は
2010年9月
から整骨院は、領収
書を無料で発行しなけれ
ばならないことになっていま
す。

おすすめ!

施術内容のメモ・記録を領収書
とあわせて保管すれば安心。

整骨院・接骨院で施術をつけたら気をつけること

負傷名、
負傷年月日が
正しい?

● 療養費支給申請書例

施術日が
明記されて
いる?

**確認せずに
署名するのは
ダメ!**



「療養費支給申請書」に署名するときは、内容をよく確認してから自分で署名を